

○松江市京店広場の設置及び管理に関する条例

平成17年3月31日
松江市条例第274号

(設置)

第1条 市民の憩いとふれあいの場を創造し、あわせて古くから商いの地として栄えた京店周辺市街地の活性化を図るため、松江市京店広場(以下「京店広場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 京店広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松江市京店カラコロ広場	松江市末次本町 76番地3、76番地4、109番地、110番地、110番地1、110番地2

(指定管理者による管理)

第3条 京店広場の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 京店広場の施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用の許可に関する業務
- (2) 利用料金の徴収、減免及び還付に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 京店広場を利用した各種の催しの企画及び実施に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が京店広場の管理運営上必要と認める業務

(行為の禁止)

第5条 京店広場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設及び備品を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 無断ではり紙若しくははり札をし、又は廣告を表示すること。
- (3) ゴミその他汚物を捨てること。
- (4) 自転車その他の物品を放置すること。
- (5) 他人に迷惑を与えること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が京店広場の管理上支障があると認めて禁止する行為をすること。

(利用の許可)

第6条 京店広場を占用して物品販売、宣伝、興行その他これらに類する目的で利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用が京店広場の用途又は目的を妨げないと認めるときは、同項の許可を与えることができる。

3 第1項の許可を受けようとする者は、別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 指定管理者は、第1項の許可に京店広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、前条の許可を取り消し、又は行為を制限し、若しくは行為の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者
- (2) 許可条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な方法により、利用の許可を受けた者

(利用料金)

第8条 第6条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者が指定する期日までに、別表に掲げる基準額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を納付しなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

(減免)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 第6条第1項に規定する催しが當利を目的としないもの
- (2) 公共性のある工作物、物件又は施設を設けるため占用するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上特別の理由があると認めるもの

2 指定管理者は、利用料金の減額又は免除をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者がその責任に帰することができない理由により京店広場を利用することができなくなったときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用の禁止又は制限)

第11条 指定管理者は、京店広場の損傷その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は京店広場に関する工事その他やむを得ない理由があると認められる場合においては、京店広場を保全し、又は京店広場を利用する者の危険を防止するため、京店広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償の義務)

第12条 京店広場を利用する者は、その利用に際し、故意又は過失により施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(市長による管理)

第13条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、京店広場の管理は、市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長が京店広場の管理を行う場合にあっては、第5条第6号、第6条、第7条、第9条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条の見出し、同条第1項、第9条、第10条(見出しを含む。)及び別表備考中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第8条第1項中「指定管理者が指定する」とあるのは「市長が指定する」と、「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、別表中「利用料金基準額」とあるのは「使用料基準額」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の京店広場の設置及び管理に関する条例(平成8年松江市条例第20号)の規定によりなされた使用の許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年7月12日松江市条例第404号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の松江市京店広場の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用の許可その他の処分、手続その他の行為は、改正後の松江市京店広場の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月20日松江市条例第60号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日松江市条例第55号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則(平成31年3月29日松江市条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年7月12日松江市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

区分	単位	利用料金基準額
一時的な利用	利用に必要とする面積1平方メートルにつき1日	200円
その他の利用	利用に必要とする面積1平方メートルにつき1月	2,000円

備考

- 1 一時的な利用とは、使用期間が10日未満のものをいう。
- 2 利用料金の額の基礎となる必要面積で1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は、1平方メートルに切り上げて計算する。
- 3 月額をもって定める利用料金で利用の期間が1月未満のもの又は1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。
- 4 一時的な利用において、1日未満の使用については、これを1日として計算する。

- 5 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての利用料金の額は、算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。